商品先物取引業者
許可等（第百九十条―第百九十七条の二）
特定委託者等（第百九十七条の三―第百九十七条の十）
業務（第百九十八条―第二百二十四条）
合併、分割及び事業の譲渡（第二百二十五条―第二百三十条）
監督（第二百三十一条―第二百四十条）
二　商品先物取引仲介業者
総則（第二百四十条の二―第二百四十条の八）
業務（第二百四十条の九―第二百四十条の二十一）
監督（第二百四十条の二十二―第二百四十条の二十五）
雑則（第二百四十条の二十六）
」

「第六章　委託者保護基金等
第一節　定義（第二百六十条）
第二節　委託者保護会員
第一款　総則（第二百六十一条）
第二款　設立（第二百六十二条―第二百六十七条）
第三款　会員（第二百六十八条―第二百七十四条）
第四款　機関（第二百七十五条―第二百七十七条）
第五款　解散及び清算（第二百七十八条―第二百八十二条）
第三節　委託者保護基金
第一款　登録（第二百八十三条―第二百八十九条）
第二款　商品取引員の業務（第二百九十条―第二百九十三条）
第三款　負担金（第二百九十四条―第二百九十五条）
第四款　財務及び会計（第二百九十六条―第三百条）
第五款　監督（第三百一条―第三百十二条）
第六款　雑則（第三百十三条―第三百十五条）
第七款　解散（第三百十六条―第三百二十七条）
第四節　雑則（第三百二十八条―第三百三十条）
」

を

「第六章　委託者保護基金
第一節　総則（第二百六十九条―第二百七十条）
第二節　会員（第二百七十一条―第二百七十七条）
第三節　設立（第二百七十八条―第二百八十二条）
第四節　管理（第二百八十三条―第二百九十九条）
第五節　負担金（第三百条―第三百十二条）
第六節　財務及び会計（第三百十三条―第三百十五条）
第七節　監督（第三百十六条―第三百二十四条）
第八節　解散（第三百二十五条―第三百二十七条）
」

に改める。

第百九十六条第三項、第百九十七条第五項、第二百十条、第二百十一条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十五条第一項、第五項及び第六項、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第五項及び第六項、第二百三十二条第二項第三号、第二百五十九条第一項、第二百七十七条、第二百七十八条、第六章第三節第二款の款名、第二百九十八条から第三百条まで、第三百四条から第三百六条まで、第三百七条第一項、第三百八条第一項、第二項及び第四項、第三百十一条、第三百十四条第二項並びに第三百四十九条を除く。）中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「商品取引受託業務」を「商品先物取引業」に改める。

第一条中「商品市場における取引等の受託を行う」を「商品先物取引業を行う」に、「受託を公正に」を「受託等を公正に」に、「適切な運営」を「健全な発展」に、「委託者」を「受託等における委託者等」に改める。

第二条第一項から第三項までを削り、同条第四項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項第二号中「価格をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項第四号に次のように加える。

ニ　次号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

ホ　第六号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

第二条第八項に次の三号を加える。

五　当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

六　当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品に係る商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

七　前各号に掲げる取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

第二条第八項を同条第三項とし、同項の次に次の五項を加える。

4　この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう。

5　この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

6　この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。

7　この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第百五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認可に係るものをいう。

8　この法律において「上場商品指数」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品指数であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第百五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認可に係るものをいう。

第二条第九項第一号中「前項第一号」を「第三項第一号」に、「又は同項第二号に掲げる取引」を「、同項第二号に掲げる取引若しくは同項第五号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「第三項第三号」に改め、「取引」の下に「若しくは同項第六号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの」を加え、同条第十項第一号イ中「第八項第三号」を「第三項第三号又は第六号」に改め、同号ロ中「第八項第四号イ又はロ」を「第三項第四号イ、ロ又はニ」に改め、同号ハ中「第八項第四号ハ」を「第三項第四号ハ又はホ」に改め、同号ニ中「第八項第一号」を「第三項第一号」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　当該上場商品又はその対象となる物品が当該上場商品であるか若しくはこれに含まれる商品指数に係る次に掲げる取引

(1)　当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品以外の商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

(2)　当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

(3)　当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引